

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
71	意見②	医療薬務課	地域医療支援センター事業(へき地医療支援機構運営事業)	<p>[一部の巡回診療における効率性・経済性が著しく低いことについて]</p> <p>青森県地域医療支援センター運営委員会の会議資料「平成30年度青森県へき地医療支援事業の実績見込」によれば、巡回診療における1回あたりの受診者数が2年連続で0.4人となった地区があった。巡回診療とは、拠点病院から医師及び看護師等が無医地区等の公民館等に出張し診療を行うものである。1回あたりの受診者数が0.4人ということは、年間で10回(10日)医療チームが出張したうち、少なくとも6回は受診者が全くいなかったという事を意味している。限られた医療資源の中でへき地に住む住民のニーズに可能な限り応えていくという趣旨からすると、事業としての効率性や経済性が著しく悪い状況である。</p> <p>医療チームを派遣するへき地医療拠点病院の立場からは、医療チームを派遣するコストよりも巡回診療の実施回数に応じて交付される補助金が大きければ、受診者が全くいない場合でも医療チームを派遣する動機が失われないと推察される。したがって巡回診療において受診者が著しく少ない場合に、その廃止を提案・決定するのは青森県地域医療支援センター運営委員会の責務であり、適時適切にその役割を果たすことを期待したい。</p> <p>また地域医療を崩壊させないためには、適正受診をするなど住民自身が地域全体でへき地医療を支える必要があるという住民の理解が欠かせない。限りある医療資源を配分し、持続可能な医療体制を確保するために、予防への意識高揚や適正受診への住民の理解が促進されるよう、地域医療に対する住民の理解を深めるような事業に期待したい。</p>	<p>令和2年度中に、巡回診療における受診者が少ないへき地医療拠点病院に対し、巡回診療の必要性、効率化などの改善策を検討するよう求めた。</p> <p>さらに、検討状況や実施状況等を随時確認するなどにより、次年度以降の改善策等の実施を促している。</p> <p>また、適正受診等への住民の理解を深める事業については、別途「上手な医療のかかり方推進事業」を実施し、住民に対してパンフレットを配布する等して周知を行った。</p>
85	意見②	高齢福祉保険課	生活支援サービス拡充深化事業	<p>[生活支援コーディネーター実践研修の委託にかかる人件費の詳細な検証について]</p> <p>生活支援コーディネーター実践研修は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会への委託にて実施された。この委託契約書において、委託料上限額(2,773,000円)が定められ、委託先の実際の支出額が委託料上限額を下回る場合には、委託料は実際の支出額とする旨の精算条項が定められている。</p> <p>平成30年度の経費実績は、委託料上限額を967円超過する2,773,967円が報告され、上限額の2,773,000円が委託料として確定した。注目したいのは、委託先から報告された臨時職員の人件費である。計画値では525千円(臨時職員三か月分の給与)と見込んでいたにも関わらず、実績値は1,255千円(臨時職員七か月分の給与)と計画比730千円増加している。一見する限り、委託料の上限額まで調整するために人件費の配賦額の調整が行われている可能性も考えられるところである。また、当委託の内容は、前述「1(2)②生活支援コーディネーター実践研修の実施」に記載したとおり全4回と少数回の研修実施であり、外部講師が研修実施をしているため、研修事務局たる臨時職員が七か月分フルタイムで勤務するほどの事務量は無いようにも見受けられる。</p> <p>臨時職員の人件費が計画比で増加した理由をヒアリングしたところ、増加の詳細は不明ながらも、研修のアレンジメント等の事務作業は相応にあり、報告された人件費は特段高額とは考えていないとのことであった。しかし、計画比で大幅な増加があったこと、そもそも当委託業務に対する人件費の配賦については委託先の恣意性を伴うことから、増加理由を精緻に分析・検討し文書化することや委託業務にかかる業務日報の提出を求めること等により、事務透明性を確保するとともに、事後的な説明責任を果たすべきである。</p>	<p>令和2年度の事業実績報告において、計上された人件費(正職員5月分)について、実際に行った事務について報告を求めた。当該事業については企画段階から会議開催、経費の支払、アンケート作成・集計、報告、今後の研修のあり方にかかる検討まで多岐にわたり事務量も相当であり、実際には5月～3月まで事務に従事しているところ、換算すると5月の事務量に相当するものであり、妥当な積算と認め、R3.4.14に委託料を確定したものである。</p>
99	意見②	高齢福祉保険課	認知症疾患医療センター運営事業	<p>[事業の実態に応じた予算編成を行うべきである]</p> <p>平成30年度の当初予算は、選定委員会の実施3回と、現在連携型の医療センターである2つの医療機関が、年度の途中で地域型に移行するという前提で編成されている。しかし選定委員会は新たな医療機関が医療センターに指定される場合に開催されることから、新規指定が無い年度は予算が過大となる。また連携型から地域型への移行も、実際に実施されなければ同様に予算が過大となるが、県は将来的にすべての医療センターを地域型へと移行することを目標としているため、当初予算編成の段階ですべて地域型に移行する前提での予算編成を行っている。</p> <p>確かに、最終的にすべての医療機関を連携型から地域型に移行させるという県の目標は合理的であるし、認知症医療センターを増やしていくために選定委員会の予算をあらかじめ確保していくという考え方は理解できる。</p> <p>しかしその結果予算額が事業の実態に対して過大になっており、他の事業予算が不足した際の経費の付け替え(上記、指摘事項①もその一例である)の温床になっていると考えられる。安易に予算の付け替えが行われているという実態があることに鑑み、現状の予算額が想定よりも少なくなる事が明らかであるならば、合理的な将来見通しに応じた予算編成を実施し、追加の予算が必要になったならば、増額補正で対応するべきである。</p>	<p>認知症疾患医療センターの選定委員会については新たに指定が必要となる場合に開催されるものであり、現在6圏域全てにセンターはあるものの辞退による空白が生じる可能性は否めない。その際速やかに選定委員会を開催する必要が生じるが補正対応が間に合わず、それこそ付け替えが生じる事態を避けるため、1回分の費用について確保する必要があると判断し、3回分→1回分に減額した。</p>

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
108	意見②	高齢福祉保険課	青森県長寿社会振興センター運営事業	<p>[退職年金、退職共済の支払いに関する明確な取り扱いについて]</p> <p>本事業の委託料には、委託先の職員の人件費も含まれているが、その人件費には、退職年金、退職共済の分も含まれて支払われている。しかし、平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託契約書に添付されている「別紙1平成30年度青森県長寿社会振興センター運営事業委託料内訳」の中で「(人件費)給与、法定福利費、委託事業に従事する職員の給料、諸手当、共済費」として記載されているだけで、人件費の中に退職年金、退職共済が含まれるかについては、契約書、添付資料を見るかぎりでは明らかとはなっていない。</p> <p>予算の積算資料のなかに退職年金、退職共済が含まれているので、委託料に含めて、職員の退職金負担までを支払うことを前提にして事業を組み立てているようであるが、どういう理由で支払うのかを明確に契約書もしくは添付資料のなかに記載しておくことが必要であろう。なぜならば、退職金や退職年金は長期にわたる過去のサービス年数に対する対価として考えられるため、結果的に、毎年継続的に随意契約で委託しているとしても、毎年契約する委託先の人件費について当然に退職金まで負担するとは解釈できないからであり、退職金負担まで委託料として支払うには合理的な理由を開示しておくことが重要であると考えられるからである。</p> <p>また、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団と青森県との関係性を見ると、青森県が1,500万円の出資をしていること、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団の事務局の半数が本事業である青森県長寿社会復興センター運営事業に関与していること、そして、独立民営化した趣旨も考慮し、疑義の発生する可能性がある箇所については、明確に理由付けをして処理することが必要である。</p>	<p>退職年金等の費用を委託料に含む理由について、令和3年度の委託契約の起案に明記した。</p>
135	意見④	防災危機管理課(人事課)	自主防災組織設立促進・スキルアップ事業	<p>[旅費の事務処理に関する内部統制上のリスクについて]</p> <p>研修等の外部講師の旅費は、県職員に適用される旅費に関する諸規定に準じて支給される。旅費の支給は、①機関からの旅行命令(依頼)⇒②旅行者からの旅費等請求⇒③旅費等支給⇒④旅費等の受領という業務フローになる。①、②、④については「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」において記録され、③は「支給仕訳書(報酬等)」において支給額及び源泉所得税、税控除後の支給額が記録されたうえで、「支出負担行為票」及び「支出命令票」に基づき支給される。</p> <p>本県の旅費事務処理においては、これらのうち「支給仕訳書(報酬等)」と「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」が1枚の紙面に記録されている。本紙の半面に記録される「旅行命令(依頼)及び旅費等請求・受領書」の横には受領印欄があるが、振込み支給の場合には受領印をもらっていない。したがって、旅行経路の提示と確認は旅行命令権者から旅行者に対して口頭で行われることが多く、これらの証跡が残らない業務プロセスになっている。また、外部機関に所属する研修講師が他機関から旅費の一部を支給される出張経路(例えば、「自主防災体験研修会に係る講師旅費」において、山口県から青森県の往復交通費が行程途中にある他機関のシンポジウム参加のため主催機関である消防庁から支給された事例)であるかどうか当事者又はその秘書に確認するのみである点、通常ではない出張経路(例えば、「自主防災体験研修会に係る講師旅費」において、山口への帰着行程ではなく新千歳空港までの行程となった合理的な理由が明記されていない事例)の際に他機関に問い合わせるなどその合理性を判断した証跡がない点で不正な旅費支給が生じるリスクが残存している。</p> <p>これらの事務処理は、「職員等の旅費に関する条例」、「職員等の旅費に関する条例施行規則」、「職員等の旅費に関する条例の運用について(人事課長通知第467号)」から逸脱するものではないが、旅費に係るあるべき業務フローや内部統制を今後検討するに当たって留意すべきリスクであると思料する。</p>	<p>旅費は、職員等の旅費及び費用弁償に関する条例において、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると規定されており、外部講師に対する旅費についても、当該規定に基づいて計算され、各所属において出張経路を確認した上で、事務処理を行っているところである。</p> <p>外部講師の出張経路の確認方法については、各々事情が異なることから、一律に定めるものではなく、各所属において判断し、適宜対応しているところであるが、県費以外の経費から旅費が支給される旅行については、当該額に相当する部分の額を控除して旅費を支給するものであり、重複支給とならないよう、その内容を確認する必要がある。</p> <p>確認した内容及び処理に係る経緯等については、記録して残しておくことが公文書管理上適当であることから、旅行者に確認した旅行経路の内容等の記録を残すよう庁内に周知した。</p>

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
140	意見 ①	消防保安課	消防団PR事業	<p>[企画提案審査における価格設定の公正性確保について]</p> <p>本事業は平成29年度からの2か年継続事業であり、委託先は平成29年度に「企画提案競技審査」を開催のうえ株式会社Aに決定し、同社と随意契約を締結した(平成30年度も随意契約)。この審査には9社が参加し、以下の項目が審査項目として設けられた。</p> <p>(1) 企画力① 若い世代を引き付ける内容となっているか。 (2) 企画力② 県が指定した内容が含まれ、かつ消防団について十分に理解できるような動画構成となっているか。 (3) 企画力③ 最後まで動画を視聴させるような動画構成となっているか。 (4) 広報計画 動画共有サービスやSNS等及びその広告機能の利用内容が具体的であり、若い世代に動画コンテンツを視聴させるために効果的であるか。 (5) 業務の管理体制 業務を確実に実施・履行するための管理体制が担保されており、スケジュールに計画性があるか。</p> <p>これらの審査項目は、予め価格の要素を除外し企画内容の質的部分のみを対象としている。価格面は「企画提案競技実施要領」において平成29年度委託料上限額5,274,000円及び平成30年度委託料上限額10,000,000円(いずれも税込)が設けられており、平成30年分については契約締結時に別途協議とされていた。このようなことから参加者は当該上限価格を前提とした企画を提案したものと考えられる。</p> <p>募集要項において想定される上限価格の高低は企画の質に影響を与えるもので非常に重要な要素であり、最低価格落札方式における予定価格の設定と同様に設定プロセスの透明性が確保されなければならない。しかし、本企画提案では、県内予算折衝時に2か年の上限価格を設ける際には1者(最終的な契約業者)からの見積書しか入手していない点で問題がある。本事業のように企画審査の前段階から特定の業者(最終的な契約業者)との関係が強かったことが推測されると、企画競争の公正性に疑義が生じてしまう。今後は予算策定時においても極力複数業者から入手した見積書</p>	令和3年度の予算要求においては、複数の事業者から見積を徴収した。
183	意見 ①	防災危機管理課	市町村防災力強化支援事業	<p>[支援市町村の選定方針を明確にすべき]</p> <p>青森県では、市町村防災力強化支援事業として、市町村職員の災害発生時の応急対応能力向上を目的とした図上訓練支援を実施する際に、訓練スケジュールを立てるために市町村に対して訓練支援の要望について平成30年6月に希望調査を行った。この希望調査の結果、平成30年度に支援対象となった五所川原市を除いて12市町村が「希望する」と回答している。防災は一義的には市町村が主体となるものであるから、その防災力を向上させることが重要である。青森県内の防災力・防災意識に関する県の評価としては、比較的西側の地域の防災意識が低いとしている。また、一部の市町村ではマンパワーの不足や高齢化、人口減少の影響を受けて防災力が極めて脆弱であることが予想され、訓練を希望する、しないに関わらず、各市町村の防災力レベルには差があると思われる。</p> <p>このような状況下で市町村の防災力を強化する施策として何がふさわしいのか、一部の防災意識が低い市町村に対して本事業を実施したとして効果が期待されるのか、防災力を強化すべき市町村の優先順位をどのように考えるか、など非常にセンシティブな課題を検討しなければならないのであるが、前述のアンケートを実施するのみであり、事業の実施過程を通して市町村防災力強化の考え方が示されていない。全市町村の防災力の評価結果やそれぞれの課題を明らかにしたうえで、本事業のような取り組みが全県的に広まるには、どの市町村に支援すべきなのかの方針を明確化し、本事業をより効果的に実施することが望まれる。</p>	過去に県の支援を受けていないこと、職員数の少ない町村を優先すること等の一定の選定基準を設けた上で、支援市町村を決定することとした。
188	意見 ①	防災危機管理課	大規模災害等防災力強化推進事業	<p>[県災害備蓄整備計画の策定遅れについて]</p> <p>すでに東北5県において各県の食料備蓄を計画的に推進されていることから、本県でも早急に青森県として災害備蓄指針に基づく「災害備蓄計画」を策定し、備蓄物資の具体的な整備方法、保管に必要なスペース、適地、維持管理方法等を明確にする必要がある。しかし、県としての「災害備蓄計画」は計画どおり本年度確定することができず、令和2年度中の策定を目指しているとのことである。計画策定の遅れは災害発生による人手不足だけでなく、市町村の備蓄状況の把握、改善に時間がかかったことにもよる。本計画の策定には市町村の状況把握等が不可欠であるのだから、3か年にわたる策定期間を要するのであれば、事前のスケジュールや進捗管理が精緻ではなかったのではないかと心象が拭えない。</p>	令和2年度に災害備蓄計画に当たる備蓄物資の具体的な整備方法、必要量、保管に必要なスペース等を整理した。 令和3年度から備蓄物資の搬入等を行うこととしている。

令和元年度(平成31年度)包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
188	意見 ②	防災危機管理課	大規模災害等防災力強化推進事業	<p>[計画された検討調査が未実施である]</p> <p>本県と山形県を除く東北4県においてすでに整備済みである「広域防災拠点」の具体的な機能等の検討を外部委託で実施する予定であったが、本年度に調査は行われなかった。未執行により生じた予算残額は、防災に関する広報物を作成し県民へ周知・啓蒙させる施策に支出された。確かに広報物を活用した県民への啓蒙活動も防災に関する大切な施策の一つといえるが、本来的には市町村が行うべき施策であり県としては大局的視点から「広域防災拠点」の整備を加速化させることの方が緊急性も高いのではないかと考えられた。市町村との役割の相違や県が行うべき事業の優先付けにも課題がある。</p>	<p>広域防災拠点の具体的な機能等の検討に係る調査については、当初外部委託の予定であったが、別の部局が外部委託により実施した調査結果を採用できる見込みができたため、当課では実施しなかったもの。しかしながら、令和元年度及び令和2年度において、その後発生した災害で得られた教訓を反映させるため、外部委託ではなく当課が直営で現地調査等を進めるとともに、今後の事務の流れや運用方法等について関係者に対し説明を行った。</p> <p>令和2年度には、災害時に広域防災拠点として利用が見込まれる市町村有の施設について、関係市町村と「大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定」を締結して指定するとともに、「広域防災拠点運用マニュアル」を策定した。以上をもって、広域防災拠点に係る検討と具体的な施設の確保についてはおおむね完了したものであり、今後は、新たな候補施設が建設された場合等における追加指定や、実際に災害が発生した場合を想定した広域防災拠点の運用訓練の実施などを予定している。</p>